

議員発案第10号

米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成17年 6月24日

提出者 加茂市議会議員 小野 吉太郎

賛成者 同 広野 豊作

同 同 高井 保

同 同 安中 弘

同 同 樋口 博務

同 同 大桃 一明

平成17年 7月 1日議決

加茂市議会議長 関 龍雄

米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書

国内でBSE（牛海綿状脳症）感染牛が確認されて以来、政府は、と畜される全ての牛の検査及び特定危険部位の除去、飼料規制の徹底等を行い、牛肉に対する信頼回復に務めてきました。また、2003年に米国でBSEの発生が確認されてからは、米国産の牛肉及び牛肉加工品の輸入を禁止してきました。

ところが、政府は、20ヶ月齢以下の牛を全頭検査の対象から除外することを決め、さらにいま、米国産牛肉等の輸入再開に向けた動きを進めています。

しかし、国内でも変異型クロイツフェルト・ヤコブ病を原因とする死者が発生するなど、依然としてBSEに対する国民の不安が続いています。BSEはその発生原因も科学的に十分解明されておらず、そうした中での全頭検査の見直しや米国産牛肉等の輸入再開は、消費者の不安を増大させるものです。

しかも、米国産牛肉は、検査体制や特定危険部位の除去、飼料規制、生産・流通履歴が不明確であるなど、日本に比べて不十分な対策のままとなっており、日本が求めている汚染状況等の情報開示にも非協力的です。

政府におかれては、米国産牛肉の拙速な輸入再開は行わず、引き続き、BSE問題への万全な対策を求めます。

よって、下記の事項について強く要望いたします。

記

1. 米国産牛肉の輸入再開問題について

米国産の牛肉等に対するBSE対策については、下記のような問題点があることから、拙速な輸入再開を行わないこと。

- ① 米国ではと畜される牛で、BSE検査をおこなっているのは全体の1%以下にすぎないこと。
- ② 生産・流通履歴をたどるトレーサビリティ制度が整っていないため、月齢の判定が正確にできず、現在、検討されている目視による骨化や肉質の状況での月齢判定は誤差を生じることが容易に想定されること。
- ③ 特定危険部位の除去では、日本はすべての月齢の牛の脳などの危険部位を除去し、焼却処分を行っているのに対し、米国は30ヶ月齢以上の牛に限られていること。
- ④ 米国では除去された特定危険部位は処分されず、肉骨粉の原料とされ、豚や鶏の飼料として流通している。このため、飼料の製造段階での混入・交差汚染や、使用時に誤って牛に与える危険性があること。

2. 国内のBSE対策について

国内では、特定危険部位の除去に関する監視体制の構築、牛をと畜する際のピッシングの廃止、飼料対策を含めた対策強化がこれから実施される予定であり、全頭検査の見直しはこれらの一連の対策の実効性が確認された後に検討すること。

さらに、安全性確保のためと畜現場では厳格に対応を実施してきたにもかかわらず、検査緩和を行うと、若齢牛での検査ができずに、検査感度を改良する技術開発にも支障が出てくることが予想され、そのため、上記の対策を万全に実施するとともに、各自治体で行う全頭検査に対して、財政措置を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成17年 7月 1日

加茂市議会議長 関 龍 雄

内閣総理大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
食品安全担当大臣
様

議員発案第11号

30人以下学級の実現をはじめとする教育予算充実を求める 意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成17年 6月28日

提出者 加茂市議会議員 佐野 正三良

賛成者 同 田沢 弘一

同 同 山田 義栄

同 同 中野 元栄

同 同 茂岡 明与司

同 同 安武 秀敏

同 同 星野 昭吾

同 同 今井 詔一

平成18年 7月 1日議決

加茂市議会議長 関 龍雄

30人以下学級の実現をはじめとする教育予算充実を求める意見書

戦後の我が国の教育は、国民の理解と関係者の努力によって著しい発展を遂げ、教育の機会均等の実現と教育水準の向上が図られてきたところであります。しかし、昨今の教育界はいじめや不登校、暴力行為、小学校低学年からの「学級崩壊」など極めて憂慮すべき状況にあります。これらの深刻な教育問題を解決するためにも、今、これまでの知識を教え込む一斉的、画一的な教育から、一人一人の子どもの個性を大切にし、ともに学ぶ教育へと転換していくことが求められています。それには、学級規模を30人以下に縮小することをはじめ、子どもたちの学びに応じてきめ細かな教育が可能となる教職員配置が何よりも必要であります。

また、食教育の重要性が高まっているが、学校栄養職員は複数の兼務校を抱えざるを得ない状況から食教育が十分にできないという課題があります。さらに、健康教育充実のための養護教諭の複数配置、地域に根ざした教育実現のための学校事務職員の全校配置、読書活動推進のための専任図書館司書教諭の配置も求められています。本来、こうした課題解決のためには、国が適正な義務標準法を改正し、適正に教職員を配置すべきであります。

国におかれては、こうした教育事情を考慮され、豊かでゆきとどいた教育を実現するため、以下のことを十分踏まえ法改正及び財源措置を講ぜられるよう強く要望いたします。

記

1. 30人以下学級の実施を柱とする新たな「義務標準法」を策定すること。
2. いじめ・不登校の解決、健康教育や食教育の充実、地域に根ざした教育の推進などの教育課題に対応するために「義務標準法」を改定するとともに地域の特性や子どもの発達段階を考慮した弾力的な教職員加配を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成17年 7月 1日

加茂市議会議長 関 龍 雄

内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
総務大臣
様

議員発案第12号

義務教育費国庫負担制度の現行維持に関する意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成17年 6月28日

提出者	加茂市議会議員	田 沢 弘 一
賛成者	同	山 田 義 栄
	同	中 野 元 栄
	同	茂 岡 明与司
	同	安 武 秀 敏
	同	佐 野 正三良
	同	星 野 昭 吾
	同	今 井 詔 一

平成17年 7月 1日議決

加茂市議会議長 関 龍 雄

義務教育費国庫負担制度の現行維持に関する意見書

現在、「三位一体」改革の議論の中で義務教育費国庫負担制度の見直しが焦点化されています。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培い、社会人となるためのセーフティネットであります。教育の全国水準の維持向上や機会均等を確保する義務教育の基礎づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度であります。

現在、新潟県では、独自に小学校低学年における少人数学級や小学校3年から中学校3年までの特定教科において少人数指導を実施し、大きな成果をあげています。このように現行制度でも自治体の裁量権は十分保障されており、この施策ができるのも財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度があるからこそであります。このことから言って義務教育費国庫負担制度は必要不可欠なものであり、国民に等しく義務教育を保障するという観点から言っても、このような施策は国の財政負担と責任において行われるべきものであります。

義務教育費を国家が負担している国は学力水準が平均的に高く、児童生徒間の学力のばらつきが少ないという傾向が認められています。逆に、義務教育費を国家が負担していない国では地方が負担していることから、地方によって教育条件が大きく異なり、学力のばらつきがあることが問題視されています。世界各国では、これを是正するために、義務教育費を国が保障しようとする動きが主流であります。世界に誇る日本の義務教育費国庫負担制度は児童生徒への学力保障のためにも守らなければなりません。

国におかれては、これらの事情を考慮され、豊かでゆきとどいた教育を実現するため、以下の事項について強く要望いたします

記

1. 国の責務である教育水準の最低保障を担保するため、義務教育費国庫負担制度を現行維持すること。
2. 学校事務職員、学校栄養職員、中学校教職員を義務教育費国庫負担制度の対象職員として引き続き堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成17年 7月 1日

加茂市議会議長 関 龍 雄

内閣総理大臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
総 務 大 臣
様

議員発案第13号

県央地域に救命救急センターを設置し、当地域の医療提供体制の抜本的改善を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成17年 6月28日

提出者	加茂市議会議員	今井 詔一
賛成者	同	田沢 弘一
	同	広野 豊作
	同	高井 保
	同	小野 吉太郎
	同	大関 勝正
	同	樋口 浩二
	同	佐野 正三良

平成17年 7月 1日議決

加茂市議会議長 関 龍雄

県央地域に救命救急センターを設置し、当地域の医療提供体制の
抜本的改善を求める意見書

本市議会は、加茂市・田上町など「県央地域における医療提供体制が極めて深刻で重大な事態」にあることを憂慮し、その抜本的改善策を求めるものです。

県央地域と重なる第2次医療・巻三条圏では、関係者の懸命な努力にもかかわらず、恒常的・絶対的医師不足をはじめとして、医療環境は地域完結に程遠く、医療の不在さえ懸念せざるを得ない状況にあります。

また、これまでも診療機能縮小の悪循環を繰り返してきた当地域県立病院は、経営改善と称し更なる役割後退を求められ、地域住民は医療不安の最中にあります。

一方、「医の原点とも言われる救急医療」における当地域の深刻な現況は、目を覆うばかりであります。加茂地域消防署における救急車の管外搬送率は6割を超え、一刻を争う傷病者の病院収容平均時間は国・県平均を10分も上回る40分にも達し、受入れ病院探しの苦慮は常態化しています。

こうした中で、新潟県は健康福祉計画の改定にあたり、第2次保健医療福祉圏域などを検討・見直しすると伺っています。

については、医師や医療機関の不足など、当地域の猶予できない医療ニーズへの的確な対応展開は行政の責任であります。

また「医療計画の見直し」による、確実・安心な医療提供確保策を示すことは、新潟県政における最重要緊急課題であると認識するものです。

よって、以下の事項の確実な実現を強く要望いたします。

記

1. 県央地域を第3次医療圏として設定し、救命救急センターの設置を図られること。
2. 県立病院改革においては、地元の意向を踏まえ、地域住民医療の確保・充実の要求に即されること。
3. 加茂病院は民営化せず、県立病院として充実を図ること。
4. 医師や病院機能確保など、医療提供体制の充実向上について市町村と十分協議を行うこと。
5. 産科の病院が、加茂市・田上町地域に全くなくなった現状にかんがみ、加茂病院の産科をすみやかに再開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成17年 7月 1日

加茂市議会議長 関 龍 雄

新潟県知事 様
新潟県病院局長